

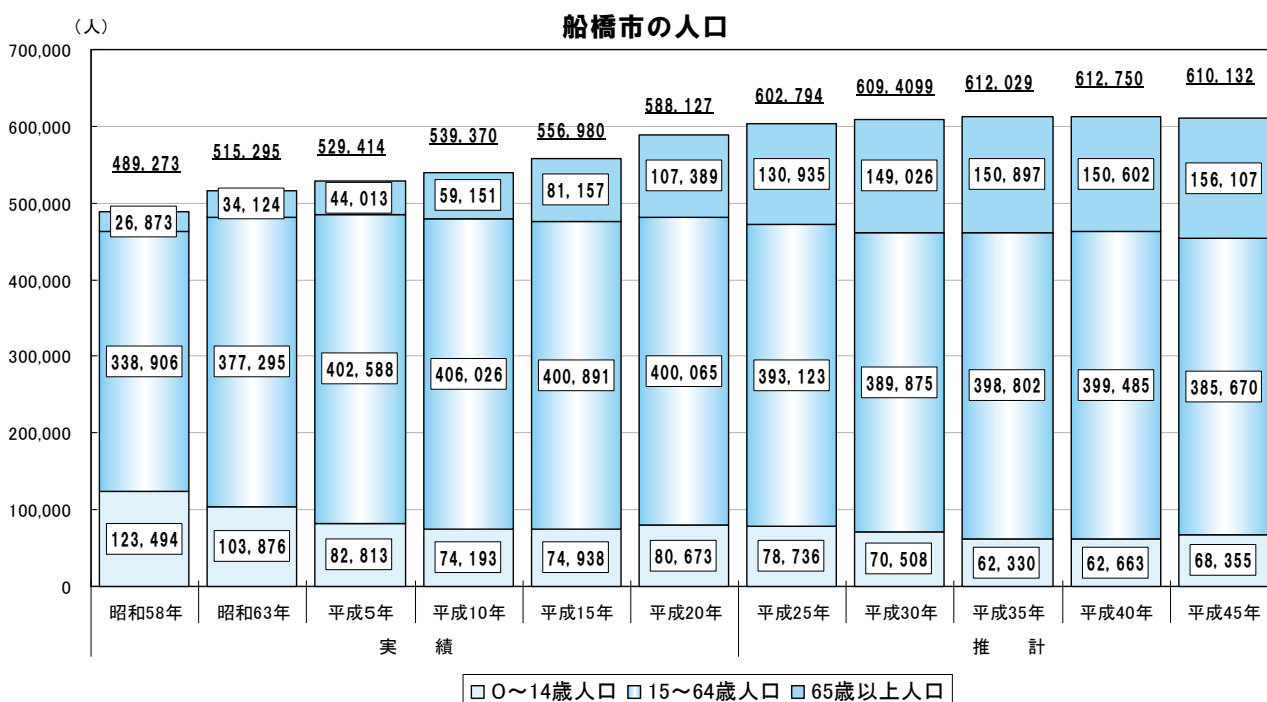
第3章 めざすべき地域福祉の姿

1 船橋市の将来人口と財政状況

1. 船橋市の将来人口

船橋市の人口は、平成20年の588,127人から5年後の平成25年には602,794人程度に増加するものと見込んでいます。

年齢階層別にみると、同期間に年少人口（0～14歳）が80,673人（13.7%）から78,736人（13.1%）程度へと約2,000人減少する一方で、高齢人口（65歳以上）は107,389人（18.3%）から130,935人（21.7%）へと23,000人以上増加するものと見込んでいます。

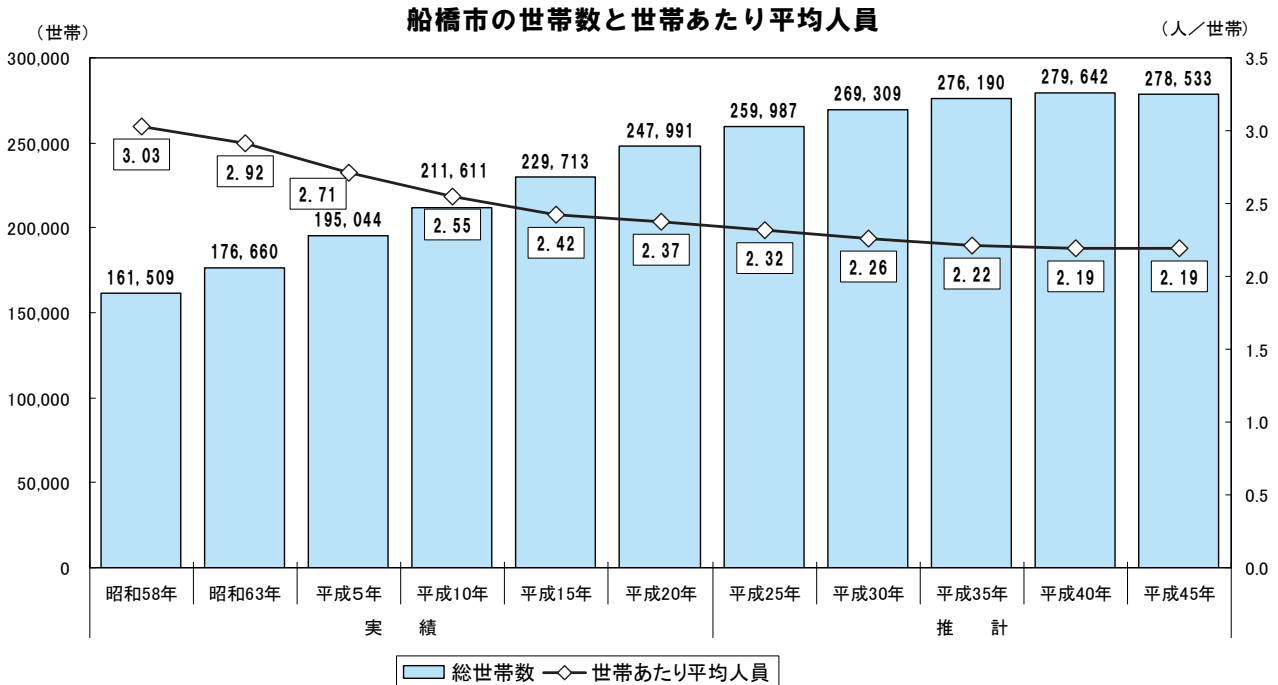


	実績						推計				
	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	平成35年	平成40年	平成45年
総人口	489,273	515,295	529,414	539,370	556,986	588,127	602,794	609,409	612,029	612,750	610,132
0～14歳人口	123,494	103,876	82,813	74,193	74,938	80,673	78,736	70,508	62,330	62,663	68,355
15～64歳人口	338,906	377,295	402,588	406,026	400,891	400,065	393,123	389,875	398,802	399,485	385,670
65歳以上人口	26,873	34,124	44,013	59,151	81,157	107,389	130,935	149,026	150,897	150,602	156,107
構成比											
0～14歳人口	25.2%	20.2%	15.6%	13.8%	13.5%	13.7%	13.1%	11.6%	10.2%	10.2%	11.2%
15～64歳人口	69.3%	73.2%	76.0%	75.3%	72.0%	68.0%	65.2%	64.0%	65.2%	65.2%	63.2%
65歳以上人口	5.5%	6.6%	8.3%	11.0%	14.6%	18.3%	21.7%	24.5%	24.7%	24.6%	25.6%
総世帯数	161,509	176,660	195,044	211,611	229,713	247,991	259,987	269,309	276,190	279,642	278,533
世帯あたり平均人員	3.03	2.92	2.71	2.55	2.42	2.37	2.32	2.26	2.22	2.19	2.19

※常住人口（各年4月1日時点）をベースにした予測（企画調整課）

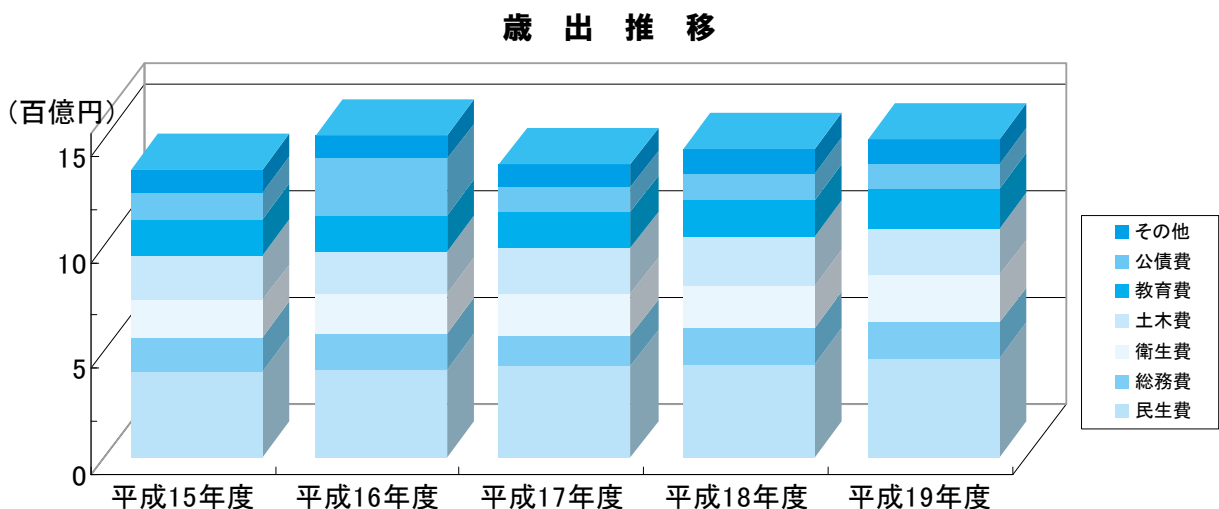
世帯数については、平成 20 年の 247,991 世帯から 5 年後の平成 25 年には 259,987 世帯程度に増加するものと見込んでいます。

この間の世帯あたりの平均人員については、今後も核家族化が進展し、2.37 人／世帯から 2.32 人／世帯へと減少するものと見込んでいます。



2. 船橋市の財政状況

財政状況として歳出についてみると、平成 17 年度以降は毎年増加しており、平成 19 年度で 14.9 百億円程度の規模となっています。この中で福祉関係に係る民生費が 462.4 億と最も多く、その割合は 31.0% となっており、約 3 分の 1 を占めています。



2 ふなばし地域福祉の5原則

地域福祉計画の理念と目標の実現に向けた取り組みを進めていく上での指針となる基本的な考え方について、私たちは「ふなばし地域福祉の5原則」として次のように定めます。

ふなばし地域福祉の5原則

- 原則1 地域の視点で考える
- 原則2 一人ひとりが役割を持つ
- 原則3 楽しみながら活動する
- 原則4 チャリティの心を大切にする
- 原則5 最期は真心の輪の中で迎える

原則1 地域の視点で考える

船橋市は、高齢者、障害者、子育て支援という福祉施策ばかりでなく、まちづくりや生涯学習といった施策も含めて、地域の視点から横断的な施策の展開ができる仕組みづくりを進めます。

また、船橋市民は、地域の中に困っている人がいたら、「まずは地域で助ける」という発想を大切にします。

原則2 一人ひとりが役割を持つ

住み慣れた地域の中で、最期まで生き生きと自分らしく暮らすためには、安心と安全が確保されているだけでは不十分であり、本当の生きがいは「自分は誰かに必要とされている」という実感から生まれてきます。

一人ひとりが真の生きがいを持って暮らせるよう、船橋市民は、憲法に謳われている「教育」、「勤労」、「納税」という全ての国民が責任をもって果たすべき役割に「地域への貢献」を加えて、誰もが地域の中でその人に相応しい役割を持つよう努めます。

原則3 楽しみながら活動する

たとえ地域福祉に役立つことであっても、義務感から仕方なく行う活動は、長い目で見た場合には、かえってその活動を衰退させてしまうことにつながります。

楽しく行う活動には、自然と人の輪ができ、予想を超えて広がっていくものであることから、一人ひとりが楽しみながら活動できる地域づくりを進めます。

原則4 チャリティの心を大切にす

近年、さまざまなチャリティイベントが各地で開催されるようになってきており、大規模なイベントには多額な寄付が寄せられ大きな成果を生んでいます。広く市民活動を支えるまでには至っておらず、一層の活性化が求められています。

こうした人々の優しい心から寄せられた善意のお金で行われる様々な事業は、行政が税金で行う福祉事業とは比較にならないほど多くの人々の心を捉え、感動とともに一人ひとりの参加意識を呼び覚ます力を持っていることから、チャリティの心を育み新たな「寄付文化¹⁴」の創造をめざします。

原則5 最期は真心の輪の中で迎える

人は誰もが老いによって体力が衰え、心細い時期を迎えますが、この時期に何を頼りに生きればよいのでしょうか。

もちろん、一番頼りになるのは家族ですが、少子化や核家族化の進行によって家族を頼りにできない人も増えています。

また、お金を頼りに生きることも可能ですが、お金を仲立ちとした人間関係では暖かさが足りません。

しかしながら、若い時期から地域を思って誰かの役にたち、楽しく活動してきた方の周りには、真心で結ばれた人の輪ができているはずで

です。
船橋市は、誰もが真心の輪の中で最期のときを迎えられる地域づくりを推進します。

¹⁴ 一人ひとりの生活の中に、寄付をする行為が自然にとけ込んでいて、寄付によって様々な市民活動が支えられる社会的な風土。

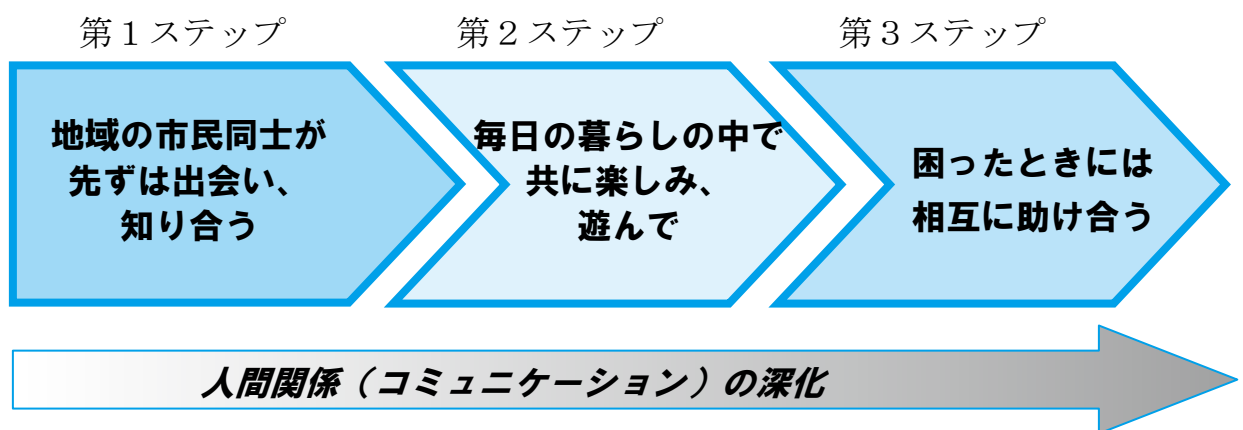
3 計画のメインテーマと4つの柱

1. メインテーマ

平成 17 年策定の「地域福祉計画」においては、「コミュニケーション船橋の創出」をメインテーマに、地域における人間関係を深めて行くための仕組みづくりに取り組んできました。

しかしながら、「市民意識調査」結果等から、私たちの目指す地域福祉・地域社会における親しみと助け合いの人間関係の構築にはまだ道半ばといった状況です。

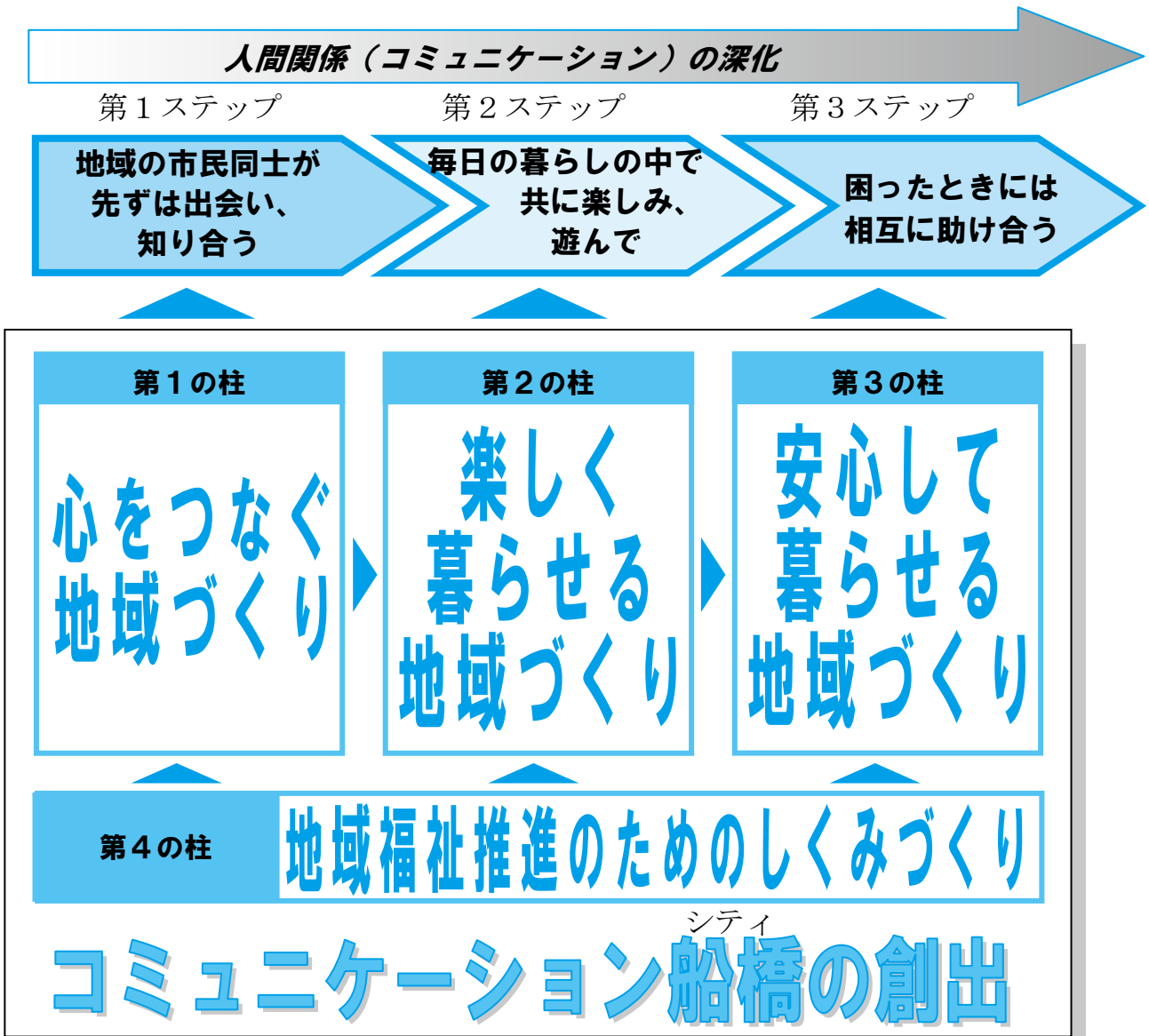
よって、今期の計画においても、これまでのメインテーマを踏襲することとし、市民の地域参加を進めていくための第一歩として、コミュニケーションが希薄になってしまっていることから、孤立している人たちを生み出している現状を改善し、市民相互のコミュニケーションが活性化することをめざし、地域の人と人との出会い、知り合い、人間関係を深めていけるような仕組みづくりを進めます。



2. 4つの柱

地域福祉を推進していくための基本的な方向性として、4つの柱を設定します。

4つの柱のうち、3つの柱については、メインテーマを踏まえ人間関係（コミュニケーション）が深くなる過程に対応した柱とします。また、もう1つの柱は、3つの柱に基づく取り組みをより効果的で実効性のあるものとして、推進していくための仕組みづくりに関する方向性と取り組みを示すものです。



4 地域福祉計画の施策体系

コミュニケーション^{シティ}船橋の創出

計画の4本柱 (大項目)	中項目	小項目
心をつなぐ 地域づくり ★先ずは知り合い	人と人がふれあう 環境の創造	福祉に対する意識の変革
		ボランティア意識の啓発
		家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実
	心をつなぐ 仕組みづくり	出合いの仕組みづくり
		地域情報の発信・交換
	地域交流事業の推進	世代間交流の活性化
立場を超えた交流の活性化		
地域交流イベントの支援		
楽しく暮らせる 地域づくり ★共に楽しみ・遊んで	生きがいの創造	生涯学習の推進
		サークル活動の支援
		起業・就業の支援
		動物と共生できるまちづくり
	健康づくり	健康日本21への取り組み
	移動の自由の確保	ユニバーサルデザインによるまちづくり
移動手段の確保		
安心して暮らせる 地域づくり ★困ったときには助け合う	必要なサービスの 確保	社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実・強化
		市民活動・組織の活性化
		優良な事業者の育成
		地域医療体制の充実
		日常における防犯体制の充実
		災害時における要援護者支援体制の充実
		ホームレス対策の推進
	福祉の個別計画の推進	
	既存組織のネットワ ーク化	連携・協力体制の確立
		保健と福祉の総合相談窓口の整備
サービス受給者の 人権擁護	個人情報保護と情報の共有化	
	権利擁護の推進と見守り体制の充実	
地域福祉推進の ための仕組みづくり ☆活気と温もりのある地域を 目指して	地域福祉を推進する 総合的な 仕組みづくり	地域資源の有効活用
		福祉人材の育成とネットワーク化
		地域福祉推進協働システムの構築
	計画の進捗管理・評価 の仕組みづくり	進捗管理と評価の方法
		進捗管理・評価の体制づくり

5 重点プロジェクト

事業進捗評価、市民評価、メインテーマを踏まえる中で、今後5年間に重点的に取り組むべき施策について、次の2つを重点プロジェクトとして設定します。

重点プロジェクト1

災害時要援護者支援プロジェクト

⇒ [第6章] 災害時における要援護者支援体制の充実

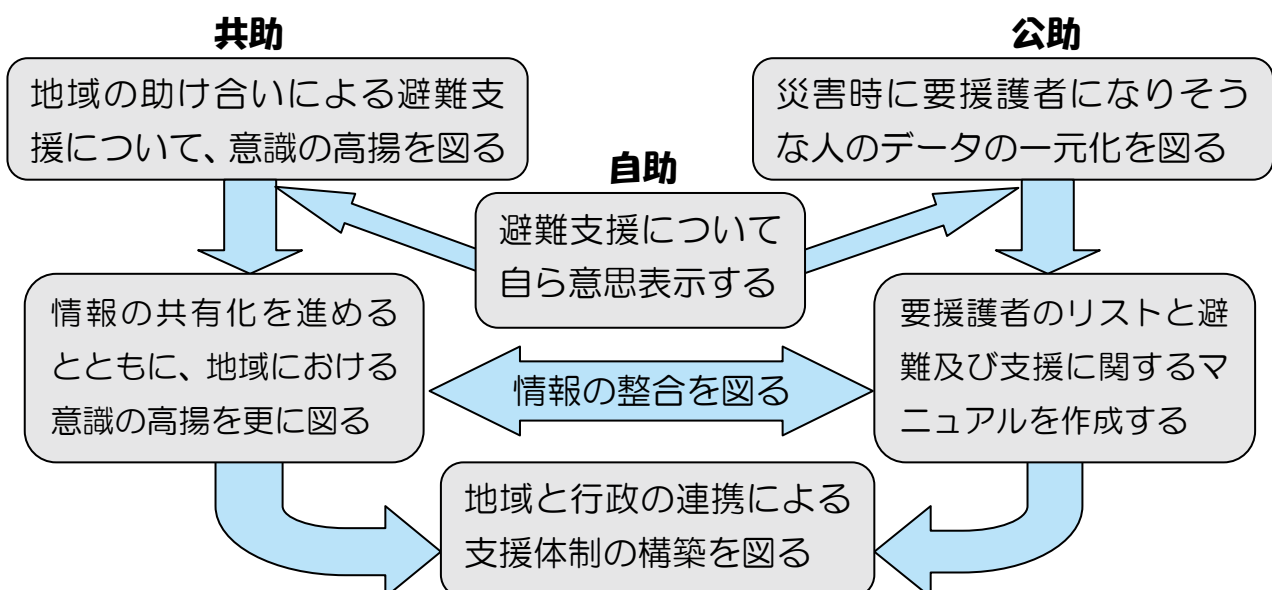
大規模な災害時に、もっとも被害を被りやすいのは目の見えない方、耳の聞こえない方などの障害者や寝たきりの高齢者の方です。

こうした災害時に援護を必要とされる方（災害時要援護者）を地域で見守り、支援する体制・仕組みを作るには、普段から住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域のつながりやネットワークを作っていくことが前提となります。

また、本プロジェクトにおける地域住民との協働による支援体制づくり等の過程を通じて、自助・共助・公助が織りなす助け合いの和（輪）＝共助社会が広がるとともに、地域における助け合いの中で新たな出会いが生まれ、さらには親交が深まることを期待します。

そうした意味において、本プロジェクトは重点プロジェクトであるとともに、本計画のメインテーマの実現に向けた先導（リーディング）プロジェクトでもあります。

災害時要援護者支援の役割分担



重点プロジェクト2

相談窓口のワンストップ化プロジェクト

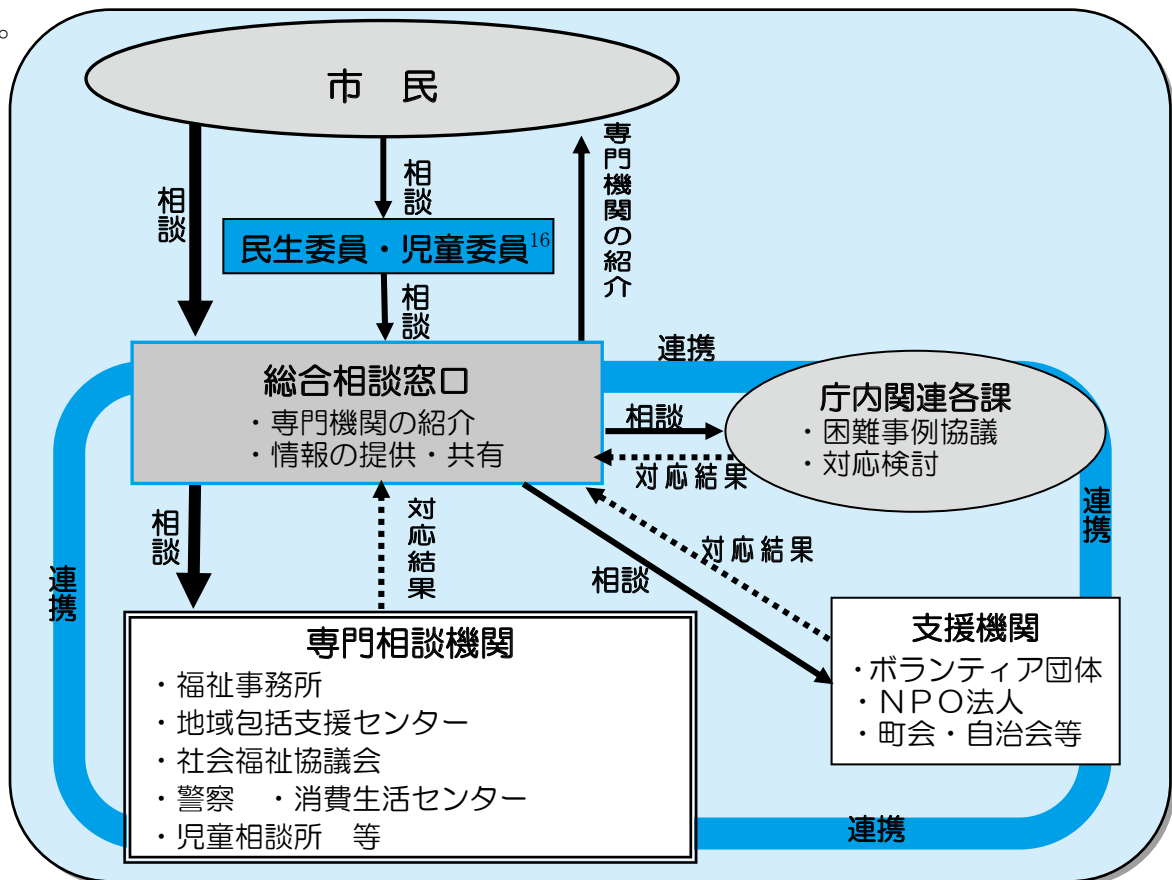
→ 【第6章】保健と福祉の総合相談窓口の整備

福祉ニーズの多様化・専門化が進む中で、福祉等に関する相談窓口についても、その専門性等に配慮した多様な窓口の整備を進めてきました。

こうした窓口体制整備により、市民のニーズに、より専門的に対応することができるようになってきた反面、市民自らがどの窓口相談すべきなのか、判断に迷うケースも発生するなど、総合的な窓口へのニーズが高まっています。

現在では高齢者の総合相談窓口として**地域包括支援センター**¹⁵がありますが、今後は、児童や障害者までもを含めた総合的な相談窓口機能を整備するなど、現状の専門性のある窓口機能・体制をできるだけ活かしながら、市民が利用しやすい相談窓口の整備を進めます。

また、専門機関等の関係機関へ相談をつないだ場合等の対応結果を総合相談窓口へフィードバックする仕組みづくりにより、相談者がどのような対応により解決策をとったのかという情報を共有し、今後の相談体制の整備につなげていきます。



¹⁵ 介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。

¹⁶ 地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らし高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。